

国 地 契 第 2 0 号
国 官 技 第 1 9 4 号
平成 2 1 年 1 0 月 2 日

各地方整備局総務部長
各地方整備局企画部長 あて

大臣官房地方課長

大臣官房技術調査課長

建設コンサルタント業務等における低価格受注業務がある場合の
管理技術者等の手持ち業務量の制限等の試行について

建設コンサルタント業務等においては、管理技術者等（土木関係建設コンサルタント業務における管理技術者、測量又は地質調査業務における主任技術者及び補償コンサルタント業務における主任担当者をいう。以下同じ。）が個々の業務の担当技術者を統括して複数の業務を同時並行で実施することが通常であるため、低価格による受注が行われた場合には、管理技術者等への業務量の集中、労働条件の悪化等により、業務成果品の品質低下が懸念される。

そのため、今般、管理技術者等への過度の業務量の集中を回避するとともに、低価格による受注が行われた業務における業務成果品の品質を確保するため、国土交通省所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。以下同じ。）における低価格受注業務がある場合の予定管理技術者等（当該業務に配置予定の管理技術者等をいう。以下同じ。）の手持ち業務量の制限等について、当分の間、下記のとおり実施することとしたので遺漏なきよう措置されたい。

記

1 適用範囲

国土交通省所管に係る建設コンサルタント業務等のうち、予定価格が 1,000 万円を超える業務であって、競争入札方式又はプロポーザル方式に基づく手続き（以下、「入札等」という。）により調達されるもの。

2 予定管理技術者等の手持ち業務量の制限

入札（業務）説明書、指名通知書及び特記仕様書における指定日時点での予定管理技術者等の手持ち業務（プロポーザル方式により調達する業務においては特定後未契約のものを含む。競争入札により調達する業務においては契約が成立したもの。以下同じ。）の中に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、当該入札等において予定管理技術者等に求める手持ち業務量の制限を、当初の設定と比べて半数程度になるよう設定するものとする。【例示すれば、手持ち業務金額の合計を4億円、件数の合計を10件と設定している場合には、それぞれ2億円、5件程度に制限する。】

なお、手持ち業務の中に調査基準価格を下回る金額で落札したものがあるか否かの把握には、別紙を参加表明書の提出様式として用いることとする。また、通常指名競争入札においては、受注意思確認時に別紙を提出させて確認するものとし、その旨を指名通知書に記載するものとする。その上で、予定管理技術者等が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、「競争契約入札心得について」（昭和38年4月22日付け建設省発厚第5号。以下「入札心得」という。）第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする（プロポーザル方式の場合は、契約の相手方として特定しない。）。

3 手持ち業務量の制限の担保

低価格による受注が行われた業務における業務成果品の品質を確保するためには、業務の履行中も手持ち業務の制限量が継続的に担保されている必要があることから、本試行の対象業務においては、業務の履行中に手持ち業務が制限量を超えないよう求めるとともに、制限量を超えた場合には、発注者にその旨の報告を義務付けることとし、その旨入札（業務）説明書、指名通知書及び特記仕様書に記載するものとする。その上で、当該管理技術者等が業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者等を、以下の から までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続した場合であっても、当該業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

当該管理技術者等と同等の同種又は類似業務実績を有する者

当該管理技術者等と同等の技術者資格を有する者

当該管理技術者等と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去○年間の同種業務における業務成績平均点が○○点以上である者

手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者等の手持ち業務量の制限を超えない者

4 その他

必要に応じて、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で入札した者に対しては、あらかじめ入札説明書、指名通知書及び特記仕様書で明らかにすることにより、上記2及び3の措置に加えて、予定管理技術者等とは別に、以下の から までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することを求めることができるものとする。その場合、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面の提出を求めることとし、その結果すべての

要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

予定管理技術者等と同等の同種又は類似業務実績を有する者

予定管理技術者等と同等の技術者資格を有する者

予定管理技術者等と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去○年間の同種業務における業務成績平均点が○○点以上である者

手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者等の手持ち業務量の制限を超えない者

5 入札（業務）説明書、指名通知書及び特記仕様書への記載例

上記2及び3の措置を実施する場合は、入札（業務）説明書、指名通知書及び特記仕様書に以下を参考に記載すること。なお、指名通知書においては、「その他」を示す部分に（1）及び（2）の内容を記載することとし、（1）と（2）の間に、予定管理技術者等に求める手持ち業務量の制限とその基準日を明記すること。

（1）「業務の概要」を示す部分に以下の文を追記。

○） 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

（2）「配置予定技術者に対する要件」のうち、予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件を示す部分に以下の文を追記。

○年○月○日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額をA円からB円に、件数をC件からD件にするものとする。【B及びDは、それぞれA及びCの半数程度を標準とする。】その上で、予定管理技術者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、「競争契約入札心得について」（昭和38年4月22日付け建設省発厚第5号）第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

また、本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額でA円、件数でC件（○年○月○日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、契約金額でB円、件数でD件）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の から までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去○年間の同種業務における業務成績平均点が○○点以上である者

手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

加えて記４の措置を実施する場合には、入札説明書、指名通知書及び特記仕様書の「配置予定技術者に対する要件」を示す部分に、以下の文も追記すること。

本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合には、予定管理技術者とは別に、以下の から までのすべての要件を満たす担当技術者を１名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、「競争契約入札心得について」（昭和３８年４月２２日付け建設省発厚第５号）第６条第９号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者

予定管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去○年間の同種業務における業務成績平均点が○○点以上である者。

手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

（附則）

この通達は、平成２１年１０月１３日以降に入札手続を開始する業務から適用する。

(様式－２)

別 紙

・ 予定管理技術者の経歴等

ふりがな ①氏名	②生年月日				
③所属・役職					
④保有資格 技術士（部門： 分野： ）・登録番号： ・登録年月日： RCCM（部門： ）・登録番号： ・登録年月日： その他（名称： ）・登録番号： ・取得年月日：					
⑤同種又は類似業務経歴（１件） TECRIS に登録されていない実績を記した場合は、その業務を担当した事を証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。					
業務分類	業 務 名		発注機関		履行期間
	TECRIS 登録番号：				
⑥同種又は類似業務に関する高度な調査・検討業務をマネジメントした実務経験 (例えば、総括調査員または主任調査員に相当する程度の実務経験)					
業務分類	職務上の立場（役職名）		機関名（所属まで記載）		期間
⑦手持業務の状況（平成 年 月 日現在）、管理技術者、又は担当技術者となっている契約金額 500 万円以上（ただし、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。）					
業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額	
				(契約金額合計 万円)	
⑧実務経験の経歴（平成 13 年度以降の技術士試験合格者の場合に記載する。）					
1)			年 月～	年 月(年 ヶ月)	
2)			年 月～	年 月(年 ヶ月)	
3)			年 月～	年 月(年 ヶ月)	
			累 計(年 ヶ月)		
⑨平成○年度から平成○年度までに完了した業務の優秀技術者表彰、または優良業務表彰の経歴 (○○地方整備局発注業務)					
⑩当該地域の業務実績（地域精通度の評価）（１件）					
業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間	履行対象地域	契約金額

注 1) 業務分類には、入札説明書の 4. 2) (2)「配置予定管理技術者に対する要件」において定義した「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。